

平成24年度事業評価書

平成 24 年 9 月
金 融 庁

目 次

第 1 部 事前事業評価書（平成 25 年度概算要求に係る新規・拡充事業）

- I 事前事業評価の実施に当たって
 - 1. 事前事業評価の目的等 2
 - 2. 事前事業評価書の記載内容 2
 - 3. 事前事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 4

- II 各事業の事前評価結果
 - 1. 金融庁行政情報化 LAN システム設計・構築経費
（次期 LAN システム） 6

第 2 部 事後事業評価書（過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業）

- I 事後事業評価の実施に当たって
 - 1. 事後事業評価の目的等 11
 - 2. 事後事業評価書の記載内容 11
 - 3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 12

- II 各事業の事後評価結果
 - 1. 電子データ保全解析及び証拠化機材の整備 14

第 3 部 成果重視事業に係る事後評価書

- I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって
 - 1. 成果重視事業について 20
 - 2. 成果重視事業に係る事後評価の目的 20
 - 3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 21
 - 4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる
意見 22

- II 各成果重視事業の事後評価結果
 - 1. 金融庁業務支援統合システムの開発 24

第 1 部 事前事業評価書

(平成 25 年度概算要求に係る新規・拡充事業)

I 事前事業評価の実施に当たって

1. 事前事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、平成 15 年度以降、「(事前)事業評価書」を作成・公表してきています。今回は、25 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、事前事業評価を実施することとしました。

2. 事前事業評価書の記載内容

事前事業評価の実施に当たっては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。)において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点(注)から評価を行いました。

(注)「政策評価に関する基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

(1) 事業の概要

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

(2) 事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

(3) 達成目標及び達成時期、事後的な検証時期等

各事業が達成すべき目標及びその時期、またその達成度合いの検証時期等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

③目標の達成時期等

(ア) システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期

(イ) 目標の達成時期

④測定指標

⑤事後的に検証を行う時期

(4) 事業の事前評価

上述のとおり、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

①必要性の有無

(ア) 公益性の有無

(イ) 国で行う必要性の有無

(ウ) 民営化・外部委託の可否

(エ) 緊要性の有無

(オ) 他の類似施策の有無

②効率性の観点

(ア) 手段の適正性

(イ) 効果とコストの関係に関する分析

(ウ) 適正な受益者負担

③有効性の観点

(ア) 今後見込まれる効果（あるいは、これまでに達成された効果）

(イ) 効果の発現が見込まれる時期

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3. 事前事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成 24 年 8 月 10 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事前事業評価に関するご意見については、事前事業評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

Ⅱ 各事業の事前評価結果

1. 事前評価の対象とした事業の名称

金融庁行政情報化 LAN システム設計・構築経費（次期 LAN システム）

2. 事業の概要

金融庁は、現在、金融庁行政情報化 LAN システム（以下「金融庁 LAN」という。）を稼働させています。

金融庁 LAN とは、金融庁における迅速な情報交換・情報共有、インターネットからの情報収集等を行うための基幹ネットワークであり、その上には、電子メールを含むグループウェアをはじめとして、金融検査監督データシステム、金融庁統合モニタリング・分析システム、証券総合システム等様々な業務システムが稼働しており、金融庁の職員が業務を遂行するための重要な共通システム基盤となっています。

金融庁本庁舎の外で金融庁 LAN が導入されている拠点としては、参議院別館等のオフィスがあり、それぞれが専用線で金融庁 LAN に接続されています。また、金融機関等に赴く検査業務等においては、円滑な業務遂行を目的に、必要に応じて検査現場等で職員が使用する PC をモバイル回線で金融庁 LAN に接続しています。このほか、金融庁は法令に基づき、地方の金融機関等に係る検査及び監督業務等の一部を財務省財務（支）局等に委任しており、財務省財務（支）局等との間は霞が関 WAN 経由で接続しています。

当該事業は、このように重要な共通システム基盤である金融庁 LAN の主要な機器の耐用年数が到来するため、金融庁 LAN の再構築を行うものです。

（単位：千円）

	23 年度	24 年度	25 年度要求
予算額	—	—	98,606

3. 事業の目的

金融庁は、金融庁 LAN を構成している主要な機器が平成 25 年 12 月に賃貸借期限を迎え、老朽化することから、機器を更改し、安定的・効率的な運用を確保するとともに、職員の利便性向上を図ることも目指したいと考えています。

4. 達成目標及び達成時期、事後的な検証時期等**(1) 達成目標**

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」（平成 18 年 3 月 18 日）（以下「平成 18 年最適化計画」という。）実施前と比較して、平成 26 年度以降、経

費については、毎年度約 23 百万円の削減、業務処理時間については、毎年度 800 時間の短縮を目標としています。

(2) 目標設定の考え方

金融庁 LAN に接続されている各局、各課室の部門サーバを機能別に集約する事などにより、運用管理に係る経費の低減を見込んでいます。また、庁内のシステムに蓄積された情報を横断的に検索し、必要な情報を迅速に取り出せる機能を追加することにより業務処理時間についても短縮することを見込んでいます。

(3) 目標の達成時期等

①システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期

平成 25 年度

②目標の達成時期

平成 26 年度

(4) 測定指標

①削減経費

②削減業務処理時間

(5) 事後的に検証を行う時期

平成 26 年度（予定）

5. 事業の事前評価

(1) 必要性の観点

①公益性の有無

金融庁 LAN は、金融庁の基幹ネットワークであり、金融庁の各種業務（金融機関等の検査・監督業務等）の適切な実施を支援するものであるため、公益性が高いと認められます。

②国で行う必要性の有無

金融庁の基幹ネットワークの運営は国固有の責務であることから、当該システムの構築は、国が行う必要があります。

③民営化・外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ではありますが、システム構築に係る作業量や情報技術に関する高度な専門性を勘案し、必要な部分につい

ては外部の専門業者に委託する予定です。

④緊急性の有無

金融庁 LAN は平成 20 年 1 月より稼働開始しており、主要な機器の耐用年数が到来するため、25 年度の概算要求が必要です。

⑤他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

(2) 効率性の観点

①手段の適正性

金融庁 LAN の主要な機器の耐用年数が到来することに加え、経費の削減等も見込めることから、金融庁 LAN を再構築することは適正な手段と考えます。

②効果とコストの関係に関する分析

金融庁 LAN に接続されている各種機器を一括して調達することにより、システム運用の安定化・効率化を図るとともに、調達の効率化を図るなどの対応を行い、「平成 18 年最適化計画」実施前と比較して、平成 26 年度以降、経費については、毎年度約 23 百万円の削減、業務処理時間については、毎年度 800 時間の短縮を目標としています。

③適正な受益者負担

当該事業により構築されるシステムは、金融庁の職員が業務を遂行するための共通のシステム基盤であるため、特定の者に受益負担を求めることは適当ではないと考えます。

(3) 有効性の観点

①今後見込まれる効果（あるいは、これまでに達成された効果）

「平成 18 年最適化計画」実施前と比較して、平成 26 年度以降、経費については、毎年度約 23 百万円の削減、業務処理時間については、毎年度 800 時間の短縮を目標としています。

②効果の発現が見込まれる時期

25 年 4 月から 12 月にかけて、金融庁 LAN の設計・開発を行い、26 年 1 月に稼働する予定であることから、効果の発現時期は 26 年 1 月以降です。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

情報システムの専門的知見を有し、当庁で非常勤として採用した情報化統括責任者(CIO)補佐官から、調達仕様書等に対して、第三者的観点から助言・支援を受けています。

加えて、全府省庁の情報化統括責任者(CIO)補佐官で構成される「各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議」においても、「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」の了承を得ており、学識経験を有する者の知見を活用しています。

7. 注記(評価に使用した資料等)

- ・金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画(平成24年5月23日金融庁行政情報化推進会議決定)
http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/04_0.pdf
- ・金融庁ネットワーク(共通システム)の最適化に係る最適化効果指標(平成24年5月23日金融庁行政情報化推進会議決定)
<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724/04.pdf>

8. 担当課室名

総務企画局総務課情報化統括室、証券取引等監視委員会事務局総務課

第2部 事後事業評価書

(過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業)

I 事後事業評価の実施に当たって

1. 事後事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。また、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事前事業評価を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事後的に事業評価を実施することとしました。

2. 事後事業評価書の記載内容

事後事業評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。)において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点(注)から評価を行いました。

(注)「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

(1) 事業の概要及び実施内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

(2) 事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

(3) 達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③測定指標
- ④目標の達成度合いの結果

(4) 事業の事後評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①具体的成果
- ②必要性の観点
- ③効率性の観点
- ④有効性の観点
- ⑤総括的評価

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成 24 年 8 月 10 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事後事業評価に関するご意見については、事後事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

Ⅱ 各事業の事後評価結果

1. 事後評価の対象とした事業の名称

電子データ保全解析及び証拠化機材の整備

【関連する施策（平成22年度金融庁政策評価実施計画）】

施策Ⅱ－2－（1）

「取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視」

2. 事業の概要及び実施内容

「デジタルフォレンジック」とは、法医学を意味する「フォレンジック」を原義とし、コンピュータを対象に行う「コンピュータ・フォレンジック」から派生した言葉です。デジタルフォレンジックは、コンピュータに加え、IT・ユビキタス社会を反映し、ネットワーク機器・ISP 接続、携帯電話、情報システム等、デジタル機器の本体及びサーバ上のデータ・利用履歴がその対象として考えられます。

デジタルフォレンジックは、上記の電子機器・電磁的記録に対する、原本性を確保した証拠保全、専門的解析及び検索・証拠化のプロセスです（狭義）。

また、デジタルフォレンジック技術の蓄積が進む米国SECや海外監査法人では「フォレンジック・テクノロジー・サービス」と称し、不正会計の分析、マネーロンダリング等のデータ分析サービスもフォレンジックの一環として提供しています。（広義）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）特別調査課では、犯則事件の調査を行っていますが、IT 社会においては、内部者取引における情報伝達ルート、粉飾決算における電子作成文書等、電磁的記録は証拠そのものであり、コンピュータや携帯電話等の電子機器等の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析プロセスは非常に重要です。そのため、①証拠保全、②専門的解析、③検索・証拠化を担うデジタルフォレンジック用資機材は、犯則事件の調査において必要不可欠です。

証券監視委では、特別調査課が主たるユーザと考えられる上記のフォレンジックのニーズ（＝狭義のデジタルフォレンジック）に加え、当委員会の業務の性質上、証券取引データ、財務・会計データの分析等、データアナリシス・データモニタリングのニーズも考えられます（＝広義のデジタルフォレンジック）。このため、22年度において米国SECを始めとした海外当局や民間監査法人のデジタルフォレンジック部門等と同程度の能力を備えるべく、デジタルフォレンジック環境及びデータアナリシス環境整備を実施することとしました。

（単位：千円）

	21年度	22年度	23年度※
予算額	—	16,046	—
決算額	—	13,564	392

※23年度の決算額は、22年度に整備した機材の保守費用。

3. 事業の目的

「経済財政改革の基本方針 2008 について」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)において、経済成長戦略(グローバル戦略)として、金融・資本市場を強化し、世界の中で中核的な金融センターを目指し、「市場競争力強化プラン」(平成 19 年 12 月 21 日)を着実に実行するとしています。

具体的には、当該プランにおいて、市場の公正性・透明性を確保するために、証券監視委等の市場監視体制の強化を図ることとしているところです。

本事業の目的は、このような政府方針を踏まえ、証券監視委が市場監視業務を適確に遂行し、我が国市場の活性化や国際競争力の向上に貢献するために、電子データの保全解析及び証拠化用機材を整備することにより、高度化・急増する電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に対し、適正かつ的確に対処することです。

4. 達成目標及びその設定の考え方等

(1) 達成目標

電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に適正かつ的確に対処することです。

(2) 目標設定の考え方

犯則事件の調査過程において、IT 社会の進展により、コンピュータや携帯電話等の電子機器等の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・解析等が必要不可欠となっていることから、電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に対し、適正かつ的確に対処するという本事業の目的を達成目標としています。

(3) 測定指標

電子データ保全解析及び証拠化機材の整備状況

(4) 目標の達成度合いの結果

①証拠物となる電子データを改変することなく保全・複製するための証拠保全関連機材、②複製した証拠物から電子データを復元・解析・証拠化するためのソフトウェア、③上記②を稼働させるための情報基盤システム等を導入することにより、電子機器・電磁的記録に対する解析等の要請に対し、適正かつ的確に対処する環境構築に資することが出来ました。

5. 事業の事後評価

(1) 具体的成果

1 本件整備計画により 22 年度に調達した機材等及び実現した調査手法

① 証拠保全関連機材

(ア) 証拠保全用フォレンジック機材を導入したことにより、証拠物となる電子データを保全・複製することが可能となりました。また、当該機材を複数台導入したことにより、電子データの保全・複製とデータの完全な消去といった異なる作業を同時並行で行うことができるようになり、作業の迅速化・効率化が図られました。

(イ) 電子データの書込み防止装置を導入したことにより、電子データの保全時における不意のデータ改変を防止し、証拠保全を安全に行えるようになりました。

(ウ) 携帯電波遮断装置を導入したことにより、証拠物である携帯電話等の通信機器について、外部から通信を遮断した状態で証拠保全が行えるようになりました。これにより、差押え後の受信により履歴が更新されてしまうような証拠物の改変を防止することが可能となりました。

② 証拠復元・解析・証拠化関連ソフトウェア

(ア) 証拠復元・解析・証拠化関連のフォレンジック専門ソフトウェアを導入したことにより、従来は復元不可能であったデータを高度な手法を活用して復元し、さらに解析することが可能となりました。

(イ) 大量データ分析ソフトウェアを導入したことにより、大量のメールアドレスについて、関連性の表示が可能となり、更に検索機能の付加等による解析が可能となりました。

(ウ) スマートフォン用データ解析ソフトウェアを導入したことにより、スマートフォンのデータ解析を行えるようになりました。

(エ) 会計ソフトウェアを導入したことにより、押収した会計データを会計帳簿として再現し、証拠化することが可能となりました。

③ 情報基盤システム

高性能データ解析用ワークステーションを導入したことにより、上記②の証拠復元・解析・証拠化関連のフォレンジック専用ソフトウェアや大量データ分析ソフトを利用することが可能となりました。

2 その他の実績

デジタルフォレンジック専門の外部研修を受講したことにより、新機器導入後の操作方法について、当該機材等を専門的に取り扱う職員の間で、ノウハウの共有を円滑に行うことが出来ました。

(2) 必要性の観点

犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図ることを目的に、証券監視委職員の固有のものとして、金融商品取引法に規定されています。よって、当該権限に基づく犯則事件の調査過程において必要不可欠となっている電子機器等の解析等のための機材の整備は、国で行う必要があります。

I T化が進展する中、内部者取引等の犯則事件の調査において、証拠物となる電子データの保全・複製、解析等の要請に適正かつ的確に対応する必要性は極めて高いと考えます。

(3) 効率性の観点

大量データ分析ソフトウェアと、それを稼働させるワークステーションを導入したことにより、大量のメールデータや汎用のソフトウェアで作成された文書を解析することが出来るようになり、犯則事件の調査過程におけるデータ処理・解析を効率的に行うことが出来るようになりました。

(4) 有効性の観点

電子データの保全解析及び証拠化機材を整備したことによって、証拠物となる電子データの保全・複製等が行えるようになったほか、高度なデータ復元作業や解析作業等が行えるようになるなど、犯則事件の調査過程において、高度化・急増する電子機器・電磁的記録に対する証拠化や解析等の要請に適正かつ的確に対応できるようになりました。

(5) 総括的評価

22年度では、デジタルフォレンジックを用いた犯則事件の調査に必要な電子データの保全・電子データ証拠物の改変防止・電子データの解析に関する環境が整備され、23年度においてその効果が発現されました。

今後は、犯則事件の調査に限らず、取引調査や開示検査等においても、デジタルフォレンジックを活用し、業務の効率化と迅速化を進めていきたいと考えています。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

7. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（21年3月31日公表）
<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090331-8/01.pdf>

8. 担当課室名

証券取引等監視委員会事務局特別調査課

第3部 成果重視事業に係る事後評価書

I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したもののとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
- ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る

などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ①
 - i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
 - ii) 何をもちて「達成」とするか、評価方法が提示されていること
 - iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていることの三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持することとされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評

価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の概要

各事業の事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について説明しました。

(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見

平成 24 年 8 月 10 日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

成果重視事業に係る事後評価に関するご意見については、成果重視事業に係る評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

1. 成果重視事業の名称

金融庁業務支援統合システムの開発

【関連する施策（平成 23 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤整備に係る施策 2 - (1) - ①

「行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進」

2. 成果重視事業の概要

「今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）」において、各府省は業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとされています。

金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの 3 システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施していますが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしています。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善します。

上記については、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システム最適化計画」（金融庁行政情報化推進委員会 平成 18 年 3 月 28 日決定、平成 20 年 8 月 7 日改定、平成 23 年 5 月 16 日改定）に基づき、21 年から 24 年度までの 4 年間で、同システムの設計・開発を行う予定としています。

3. 対象期間

平成 21 年度～25 年度

4. 達成目標及びその設定の考え方

(1) 達成目標

25 年度から単年度で 207,560 千円の経費削減と約 9,450 日の業務処理時間の短縮

(2) 目標設定の考え方

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づく最適化効果指標

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

システム稼働後における目標値（削減経費、削減業務処理時間）の達成度合いは、以下の基準をもって判定するものとします。

達成度合い	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

5. 目標の達成度合いの結果

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、25年1月の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しません。

6. 予算額等

(単位：千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	336,549	14,516	280,025	209,848
支出済額	77,357	145,616	280,025	
翌年度繰越額	131,100			
予算執行の弾力化措置				
国庫債務負担行為	336,549	14,516	280,025	209,848
繰越明許費				
目の大括り化				

7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られます。

8. 進捗状況及び今後の見通し

平成 23 年 5 月に「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」を変更し、新システムの稼働時期を平成 25 年 1 月としました。

21 年 10 月までに要件定義を確定し、23 年 3 月に設計工程を完了、変更後の計画どおり 24 年 3 月に結合テストを完了しました。今後、25 年 1 月の新システム稼働に向け総合テスト等を進めていく予定です。

9. 担当課室名

総務企画局総務課情報化統括室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課